2024年度

（第8期）

事業報告

自　2024 年　4 月　1 日

至　2025 年　3 月　31 日

株式会社　日本貿易保険

2024年度（2024年4月1日から 2025年3月31日まで）事業報告

1.　会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

イ）　総括

貿易保険は、日本企業の貿易・海外投融資等の対外取引において生じる、民間保険ではカバーが困難なリスクについて、国の信用力や交渉力を背景にカバーする保険です。日本経済の成長戦略や日本企業の国際競争力の確保のために必要不可欠な制度であり、経済危機や戦争、自然災害、疫病蔓延等で一度に巨額の保険金支払を迫られる可能性等に備え、諸外国においても貿易保険は、国の事業として行われています。

我が国の貿易保険は、1950 年の輸出信用保険法（現貿易保険法）成立以来、政府（経済産業省）が事業運営を担っていましたが、国際金融情勢の変化等に伴い、2001 年 4 月に独立行政法人日本貿易保険（Nippon Export and Investment Insurance ‘NEXI’）が設立され、貿易保険事業を運営することとなりました。その後、2017 年 4 月に国の政策意図の反映等国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるため、政府全額出資の特殊会社（株式会社）に移行し、現在に至っています。

当期は、2022 年度から続くロシアによるウクライナ侵攻の長期化に加え、2023 年 10 月に勃発したイスラエル・パレスチナ紛争を含め、世界の地政学的リスクが高まる中、2024 年度は世界の人口の半数以上が参加する選挙イヤーとなったことや、甚大な自然災害によるインフラ・経済への打撃など、海外展開を図る日本企業にとって、不透明性が高い事業環境となりました。

こうした中、当社は 2022 年度に掲げた 2022-2024 年度中期経営計画及び令和 6 年度事業計画に基づき事業を執行しました。近年、当社の事業環境は、2020 年度以降のコロナ禍の影響、上述のロシアによるウクライナ侵攻やイスラエル・パレスチナ紛争、さらに 2025 年の米国第二次トランプ政権の高関税政策などにより大きく変化しました。これらの地政学的リスクを含む各種リスクの増加に伴い、貿易保険に対する需要は一層高まっており、保険引受は 2019 年度をボトムとして概ね増加トレンドにあります。中期経営計画期間ごとの保険引受実績平均額を比較すると、2019-2021 年度が 6.3 兆円であったのに対し、2022-2024 年度は 7.7 兆円に達し、1.4 兆円増の高水準となっております。

他方、こうしたリスクの増加に伴い、保険金支払も大きく増えており、例えば 2020 年度から 2024 年度までのコロナ禍による保険金支払合計額は 785 億円、2022 年度から 2024 年度までのロシア・ウクライナ関連の保険金支払合計額は 931 億円に上っています。さらに、中東紛争によるスエズ運河経由の航路変更に伴う輸送コストの増加といった保険事故に対しても保険金を支払い、2024 年度には、2001 年度の NEXI 創設以来最大額の保険金支払を行いました。

また、当期はこのほかにも、日米豪印 4 カ国の輸出信用機関（Quad ECAs）との協力覚書締結や、ウクライナ復興・開発支援のための他国輸出信用機関・国際機関との協力覚書締結、米国の高関税政策への対応、「貿易保険　中堅企業支援パッケージ（U2000）」の導入発表などを実施しました。

当期の事業実績の概要について、引受実績（当期中に引き受けた保険契約の保険金額の合計。以下同じ。）は、7.6 兆円となりました。前期から 5%減少したものの、これは前期に引き受けた大型融資保険の反動によるものであり、来期に成約が見込まれる相談案件も多い中、貿易保険に対する需要は高水準を維持しております。このうち、投資保険の引受実績は前期比 4%減と前年度並み、融資保険では上述の反動減の影響から 28%減となりました。輸出保険の引受実績は前期比 1%増加しました。なかでも簡易通知型包括保険の増加額が大きく、前期比 23%増の引受額となりました。以上の結果、当期末の保険責任残高は前期比 10%減の 15 兆 4,841 億円と、2017 年度の株式会社化以来、3 番目の高水準となっています。また、上述のとおり、保険金支払はロシア・ウクライナ向けを中心に 1,151.0 億円と、2001 年度の NEXI 創設以来最大額を記録しました。

正味収入保険料は、316.8 億円（前期比 46.5%減、前期実績 591.7 億円）となり、株式会社化後最大であった前期から減少して従来レベルの水準となりました。回収金を中心とする保険代位等収益は、200.5 億円（前期比 14.9%減、前期実績 235.5 億円）、為替の影響を受けた資産運用収益は、258.5 億円（前期比 62.8%減、前期実績 695.0 億円）となりました。正味支払保険金は、1,124.0 億円（前期比 309.0%増、前期実績 274.8 億円）、支払備金繰入額は、▲802.8 億円（前期実績 807.1 億円）、営業費及び一般管理費は、89.6 億円（前期比 5.8%増、前期実績 84.7 億円）となりました。これらの結果、異常危険準備金に 417.0 億円を繰り入れております。

組織のガバナンス面においては、経済産業省による「株式会社日本貿易保険向けの監督指針」（以下、「監督指針」）に基づいて、経済産業大臣に届出をした引受条件に基づき保険を引き受けているかを確認する定期的な自主点検を実施しました。外部有識者を中心とした構成で取締役会の諮問機関と位置付けたコーポレートガバナンス委員会が、引き続き取締役会等の運営状況等の内部統制システムの機能状況について審議・検証していることに加え、コンプライアンス推進の具体的な取組みとして、法務・コンプライアンスグループを中心にコンプライアンス・プログラムを策定し、法令等遵守・業務品質向上のための施策を進め、コンプライアンス研修や業務の遂行状況のモニタリングを実施することにより、全職員へのコンプライアンス浸透の取組みを継続しています。引き続き、内部統制・コンプライアンス強化を重要な経営課題として取り組んでまいります。

ロ） 事業運営の経過及び成果

① 貿易保険による企業活動支援の取組み

貿易保険の主要三分野である輸出保険、投資保険、融資保険のうち、まず輸出保険については、我が国の中堅・中小企業向けの輸出支援の取組みとして 2022 年 12 月に創設した「海外ビジネス支援パッケージ[1]」には、地方銀行・信用金庫等 118 社（2025 年 3 月 31 日時点）の金融機関が参画し、さらには、日本貿易振興機構（ジェトロ）の参加により、4 機関での連携に発展しています。また、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構との間で、海外展開に取り組む沖縄県内の中小企業・小規模事業

[1] 2022 年 12 月に株式会社日本政策金融公庫及び独立行政法人中小企業基盤整備機構と共に創設。海外展開に取り組む中小企業者・小規模事業者の課題・ニーズに応じて各機関を紹介する等の連携を行う取組み。

者への支援をより一層強化するため、「海外ビジネス支援パッケージ（沖縄）」を構築しました。

このほか、2024 年 9 月の産業競争力強化法改正により、常時使用する従業員数 2,000 人以下の企業が「中堅企業者」と定義されたこと及び 2025 年 2 月の「中堅企業成長ビジョン」の発表を受け、3 月には翌月から開始する「貿易保険 中堅企業支援パッケージ（U2000）」の導入を発表いたしました。

当社は、こうした取組みを通じて、貿易保険の認知度をさらに高めるとともに、日本全国の中堅・中小企業の海外展開を支援してまいります。

また、2025 年度開催の大阪・関西万博の支援のため、2023 年度に創設した外国パビリオン建設案件向け専用商品（通称「万博貿易保険」）の契約件数は 6 件に達しました。

さらに、2025 年 2 月に米国政府が公表した鉄鋼製品及びアルミニウム製品に対する輸入関税措置による日本企業の取引への影響を勘案し、同措置による契約破棄等が貿易保険法のてん補範囲に該当し、輸出保険のカバー対象となる旨をいち早く対外公表すると共に、顧客からのご相談に対応しました。

融資保険（海外事業資金貸付保険）については、2025 年度までに累計 1 兆円の案件形成を目指す「LEAD イニシアティブ[2]」による支援を継続して行っています。将来の案件組成に向けてインドネシア国営エネルギー会社プルタミナ及びブラジル保証基金管理機関（ABGF）との協力覚書改定を実施しました。そのほか、ブラジルの CSN ミネラソンとの協力覚書の締結、アジア・ゼロエミッション共同体の理念に沿った脱炭素化及び本邦企業のビジネス機会創出を支援するための協力覚書を、インドネシアの大手地熱発電事業者と締結しました。

また、上述の協力覚書を締結した Quad ECAs 間では、包括的で、強靭な、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の繁栄を支えるための協調を図ることを目的として、案件協力に加え、年次定期協議の開催を含め連携を強化することに合意しました。2024 年 6 月には、13 の輸出信用機関、投資保険供与機関等との間で、輸出信用や外国直接投資支援を通じたウクライナの復興・開発支援を行うための協力覚書を締結しました。

さらに、アフリカ開発銀行（AfDB[3]）との間で、技術協力やキャパシティビルディングを含めた協力及び人的・知的な交流の促進並びに協力関係を強化するための協力覚書を締結しました。

② お客様に対するサービスの向上に関する取組み

2023 年度に発売を開始した新商品のうち信用状確認保険については第 1 号案件を、前払購入保険については既存スキームの案件の引受をそれぞれ行い、スワップ取引保険については将来の案件形成に向けた対応を進めております。また、当社による海外企業と日本企業の協業促進を目的とした SEED スキーム[4]、国内向け貸付案件への海外事

---

[2] 2020 年に開催された第 49 回経協インフラ戦略会議で決定された日本政府の「インフラシステム海外展開戦略 2025」の方針に沿って創設した制度。カーボンニュートラルやデジタル分野等における産業競争力向上、価値共創パートナーとの国際連携、社会課題解決や SDGs 達成に貢献する案件について、先導性要素（LEAD エレメント）を認定し、積極的な融資保険の適用を行う。

[3] African Development Bank

[4] 海外企業と日本企業との新たな協業を促進することを目的としたスキーム。将来的な対外取引の「種」となることを

業資金貸付保険の適用、リボルビング・クレジット・ファシリティといった新機軸商品も活用されています。一例では、トルコにおいて、初めて SEED スキームの元での日本企業とのマッチングイベントを開催しました。

商品改善については、手続面の負担緩和や規程類の統合といった、制度面のわかりやすさに資する制度改正を行いました。

また、お客様からのお問い合わせに 24 時間 365 日対応可能なチャットボットサービスを、2025 年 4 月リリースに向けて準備しました。

保険事故発生時における、迅速な保険金支払こそが、日本企業の海外事業支援における当社の重要な役割です。今期は、世界中で非常リスクが高まる中、上述のとおり、ロシア・ウクライナ関連を中心に 2001 年度の NEXI 創設以来最大の保険金支払を実施しました。

なお、決済遅延や保険事故が発生している国に対しては、関係機関へのヒアリングを中心とした現地での情報収集や、エジプト、パキスタン等の現地日本国大使館等とも連携して、相手国政府と粘り強く交渉を継続した結果、送金や回収を実現するなど、公的機関としての当社の強みを生かしてお客様の損失拡大を未然に防ぐことができました。このような損失防止軽減措置及び回収成功事例の積み重ねを契機に、在外日本国大使館と協議会を定期的に開催するなど、案件組成後のモニタリング期における協力体制の強化につながる取組みを行いました。

また、経済産業大臣の認可を得て 2023 年度に出資を行ったアフリカ貿易投資開発保険機構(ATIDI[5])に対し、人的交流の一環として職員の派遣を行いました。

③　サステナビリティ(社会的)課題解決に向けた取組み

日本企業は、世界の社会的課題の解決に資するべく貢献を続けています。こうした企業の活躍をさらに後押しすべく、当社は貿易保険を通じた支援を続けてまいりました。特に近年では、LEAD イニシアティブを活用してこの取組みを加速させており、脱炭素や気候変動対策の取組みに資する複数の陸上風力発電案件や地熱発電事業を金融面から支援しました。

また、経済協力開発機構(OECD)及び国際輸出信用保険機構(ベルン・ユニオン)[6]の会合並びに各国輸出信用機関との協議を通じて、国際的規制やルールの枠組み作りの議論に積極的に参加しています。特に今期は、当社幹部が 2007 年以来二人目となるベルン・ユニオン議長(President)に就任し、外部ステイクホルダーとの連携を強化し、世界的な社会課題解決に貢献する決意を表明しました。また、日本政府による 2050 年カーボンニュートラル宣言の理念に沿い、日本企業の気候変動に係る情報開示の普及に協力するため、TCFD への取組みを進めています。今期は、サステナビリティ対応の推進について審議する委員会を設置し、専門知識を有する社外監査役をメンバーに含めた第一回委員会を実施しました。

期待し、ファイナンス支援を求める海外企業に対し当社が融資保険を提供する際に、スタートアップを含む日本企業との取引の創出・拡大に取り組むことを条件づけるもの。

[5] African Trade and Investment Development Insurance

[6] 世界各国の輸出信用機関や国際機関、民間保険機関が参加し、専門的知見から輸出信用保険や投資保険に関する共通課題について議論を行う場。

ハ） 組織運営の経過及び成果

① 強固なコーポレートガバナンス・リスク管理態勢拡充の取組み

コーポレートガバナンス委員会では、取締役会等の運営状況や業務品質向上に向けた取組み等について審議・検証を行いました。また、コーポレートガバナンスの強化の観点から 2022 年度に創設された商品企画会議や保険料率検証委員会では、関係部署が参画して制度改正や保険種別の収支及び損害率、保険料率の検証方法の高度化に向けた検討などを議論しました。法務・コンプライアンスグループでは、貿易保険事業における法令順守及びコンプライアンス態勢の強化を図るため、外部弁護士と連携しながら全社からの法律相談に対応したほか、契約自動審査ツールを導入し、契約書レビューの効率化及び品質改善を推進しました。さらに、当期のコンプライアンス・プログラムの策定や研修、社内ポータルにおける情報発信とモニタリングを実施し、引き続きコンプライアンス推進に努めました。

当社は業務の適正性及び健全性を確保するため、組織上及び業務遂行上の独立性を確保した内部監査グループを設置し、2024 年度内部監査計画に則り業務監査及びテーマ監査を実施しました。また、前回監査の評価を踏まえ、内部監査中期計画を策定しました。また、当社は 3 名の監査役で構成される監査役会から、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための助言・提言を継続的に受けています。今期も、統合的リスク管理基本方針に基づき、リスクのモニタリング及びコントロールの実施に加え、ストレステストのシナリオ拡充を含む全社的なリスク管理を実施しました。また、業務モニタリング委員会を 9 回開催し、業務上のミスの削減及び再発防止並びに業務プロセス改善に向けた取組みを強化しました。

また、前期に構築した負債キャッシュフロー予測モデルに基づき、資金運用計画の中間見直しを実施した他、米ドル以外の外貨負債キャッシュフローの試算及び市場リスクへの影響分析を行いました。また、特定の企業やセクター、国・地域へのリスクの極端な集中（以下、「集中リスク」）を回避するために、特定の企業やセクター、国や地域へのリスクの集中の管理に適切に取り組みました。

さらに、2023 年度に設置した再査チームが保険証券発行等の最終承認前の再査を行い、再査チームの設置後は保険料の誤徴収等なく、着実な保険契約締結業務を行いました。それに加えて監督指針に基づき、経済産業大臣に届出をした引受条件に基づき保険を引き受けているかを確認する定期的な自主点検を実施しました。

② 業務プロセスの最適化・効率化

業務合理化・効率化については、2024 年 7 月に組織改編を行い、業務合理化・効率化の推進母体として業務部に業務改革推進グループを設置しました。

2022 年度に発足した有志職員による付加価値創造オフサイトミーティングでの意見交換を継続するほか、各部署での取組を評価・共有するコンテストの開催により、職員一人一人に業務合理化・効率化の意識が一層浸透する1年となりました。

また、RPA[7]による業務の自動化を推進することや、業務効率化・合理化を進めるうえで

[7] Robotic Process Automation の略語。パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術。

のシステムインフラとして、生成 AI 導入の準備に着手しました。これを活用するための意見交換の場として、各部署の代表者が集う生成 AI ラボの開催や、生成 AI の段階的導入を進めました。

③　人的基盤の充実

人員計画に基づき新卒採用及び中途採用を行い、職員数（正職員、契約職員、再雇用職員（常勤）、当社から他社への出向者、他社から当社への出向者及び執行役員を含み、臨時事務職員及び再雇用職員（短時間勤務）は含みません。）は前期末の 233 名から 261 名に増加しました（3 月 31 日時点）。

職員のモチベーション向上を図るべく、目標管理制度の改善、職員の希望や適性を尊重したキャリアプランの実施に加え、将来のキャリア形成や部署間の相互理解を目的としたトレーニー制度や、能力と意欲のある職員を積極的に管理職に登用するポストチャレンジ制度を活用した取組みを進めました。

また、専門性の高い業務に携わる職員の一層の能力開発を支援するため、数多くの研修を実施した他、スキルの習得状況や経験年数に応じた手当を導入しました。若手を中心とした国内外における人的交流や能力向上を図るため、国際機関や関係省庁、民間企業及び政府系金融機関への出向や、国際会議への参加を促進しました。

④　システム投資及び将来ビジネスに向けた具体的な取組み

前期に策定した当社システムの中長期的なシステム戦略に従い、貿易保険情報システムの更改プロジェクトの設計・開発を進めています。今期は、ITロードマップに基づき、今後 10 年の計画案を策定し、最適なシステムの設計・開発に取り組みました。また、様々なサイバーリスクに備えるべく、セキュリティインシデント訓練、ランサムウェア感染を想定した訓練、大規模災害対応訓練、セキュリティポリシーの見直し等の取組みを実施しました。

当社の新規ビジネス創出に向けた取組みとしては、上述のように、SEED スキームや国内向け貸付案件への海外事業資金貸付保険の適用、リボルビング・クレジット・ファシリティ特約等の新機軸商品の活用を進めました。また、スタートアップ企業の資金ニーズに応えるため、ベンチャーデットファンドとの協議を進めています。さらに、脱炭素等の新技術の産業化・商業化を目指す企業の支援を進め、陸上風力拡張案件や地熱発電案件を引き受けました。

また今期も、社長による定例記者会見を実施し、3 月の会見では「第二次トランプ政権への対応、中堅・中小企業支援」をテーマに掲げ、NEXI の支援内容について説明しました。このほか、見込み顧客向けのバナー広告の配信を開始し、広報活動を強化しました。

⑤　組織運営としてのサステナビリティ課題解決に向けた取組み

保険引受以外の手法においても社会的課題の解決に貢献すべく、余裕金の運用においてグリーンボンド等の購入額を増加しました。

当期は社内の各会議室へのモニター設置、社内ネットワークの増強等のシステムインフラ面を強化し、会議のペーパーレス化を定着させました。

また、当期は、経費精算業務のオンライン化、電子稟議対象の拡充、Web 申込の充実により不要となった一部商品パンフレットや紙帳票の印刷業務の廃止等を通じて、更なるペーパーレス化を推進しました。女性職員の活躍支援として、グループ長及び次長への

積極的な登用並びに採用を継続しています。その結果、女性管理職は 17 人、全管理職の 32.7%(3 月 31 日時点)となりました。

ニ) 貿易保険事業の概況

① 財源構造

当社は、貿易保険事業収入(保険料・回収金)及び再保険事業収入(受再保険料)を基礎的財源としております。また、当該年度の運営資金及び保険金支払準備資金を除く余裕金については、貿易保険法第 29 条に定める国債等の安全資産により運用を行い、利息収入として副次的財源を得ております。なお、貿易保険法第 36 条に基づき、国際約束の履行上で必要なものと認められる会社の債権等の免除等の額については、国の予算で定める範囲内において、政府から交付金として副次的財源を得ております。

② 業務実績及び財務データと関連付けた事業説明

I. 統計データの作成方法について

(i) 引受実績の作成方針

引受実績については、保険契約締結日等の為替レートを適用して作成しております。

(ii) 責任残高の作成方針

責任残高については、保険契約締結日等の為替レートを適用しております。ただし、外貨建対応の保険契約については、原則、事業年度末為替レートを適用して作成しております。

変動金利対応案件は、事業年度末の金利を適用しております。

(iii) 統計データの作成基準日

引受実績及び責任残高の計上は、当事業年度末の保険証券発行日までを対象とし、報告書作成時点のデータに基づき作成しております。

II. 貿易保険事業の概況

(i) 引受状況

引受実績は、再保険(受再)を含めた総額が前期比 4.6%減の 7,602,398 百万円となりました。

2024 年度保険種別引受状況

(単位:百万円)

保険種	元受・受再ベース		
		構成比(%)	対前年増減率(%)
貿易一般保険	5,530,453	72.7	▲ 0.4
限度額設定型貿易保険	8,124	0.1	▲ 17.7
中小企業・農林水産業輸出代金保険	18,286	0.2	▲ 0.5
簡易通知型包括保険	237,502	3.1	23.3
輸出手形保険	9,733	0.1	17.8
信用状確認保険	500	0.0	−
前払購入保険	26	0.0	▲ 49.3
海外投資保険	734,406	9.7	▲ 4.2
貿易代金貸付保険	42,266	0.6	86.8
海外事業資金貸付保険	798,604	10.5	▲ 30.8
スワップ取引保険	−	−	−
再保険	104,416	1.4	▲ 8.8
日系企業取引信用保険	118,081	1.6	▲ 9.3
合計	7,602,398	100.0	▲ 4.6

引受実績を地域別にみると、受再を含む元受ベースで、アジア向けが 4,130,968 百万円と最も大きく全体の 50.6%を占め、次に中東向けが 934,053 百万円、中米向けが 787,712 百万円となりました。

2024 年度地域別引受状況

(単位:百万円)

地域	元受・受再ベース		
		構成比(%)	対前年増減率(%)
アジア	4,130,968	50.6	▲ 4.4
中東	934,053	11.4	5.9
ヨーロッパ	465,749	5.7	▲ 6.8
北米	586,514	7.2	2.6
中米	787,712	9.7	▲ 0.7
南米	562,076	6.9	▲ 27.1
アフリカ	479,049	5.9	9.9
オセアニア	135,886	1.7	6.5
国際機関	80,171	1.0	▲ 2.0

(注1) 国別計上の方法:船前…仕向国。船後…支払国、但し、保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注2) 仕向国と支払国の双方に引受実績が計上されているため、保険種別引受状況の合計額とは一致しません。

（ii） 責任残高

当期末の責任残高は、前期比 10.2%減の 15,484,121 百万円となりました。

2024 年度保険種別責任残高

（単位：百万円）

保険種	元受・受再ベース		
		構成比（%）	対前年増減率（%）
貿易一般保険	6,817,732	44.0	▲ 9.0
限度額設定型貿易保険	12,093	0.1	▲ 17.8
中小企業・農林水産業輸出代金保険	5,180	0.0	▲ 4.8
簡易通知型包括保険	98,917	0.6	34.5
輸出手形保険	2,059	0.0	5.0
信用状確認保険	500	0.0	－
前払購入保険	13	0.0	▲ 75.5
海外投資保険	1,958,056	12.6	▲ 5.1
貿易代金貸付保険	483,815	3.1	▲ 17.9
海外事業資金貸付保険	5,492,868	35.5	▲ 9.8
スワップ取引保険	－	－	－
再保険	463,229	3.0	▲ 36.7
日系企業取引信用保険	149,660	1.0	▲ 18.8
合計	15,484,121	100.0	▲ 10.2

2024 年度地域別責任残高

（単位：百万円）

地域	元受・受再ベース		
		構成比（%）	対前年増減率（%）
アジア	7,488,818	47.6	▲ 3.3
中東	2,646,369	16.8	▲ 11.0
ヨーロッパ	779,068	4.9	▲ 31.9
北米	1,060,734	6.7	▲ 6.7
中米	576,425	3.7	▲ 12.8
南米	1,193,442	7.6	▲ 11.7
アフリカ	1,451,151	9.2	▲ 4.5
オセアニア	327,693	2.1	▲ 20.1
国際機関	221,514	1.4	▲ 64.6

（注1）受再を含みます。
（注2）国際機関の支払保証が付されている場合は、別枠に計上しています。
（注3）国別計上の方法：船前…仕向国。船後…支払国、但し、保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。
（注4）仕向国と支払国の双方に責任残高が計上されているため、保険種別責任残高の合計額とは一致しません。

（2）資金調達等についての状況

イ） 資金調達

該当事項はありません。

ロ） 設備投資

当期に行った設備投資等は、次のとおりです。

① 設備投資総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	3,287

② 重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内容	金額
貿易保険情報システムアプリケーション改修及び SP1 更改 2026	2,760

（注1） 重要な設備の新設等の金額は設備投資総額の内数です。

ハ） 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

ニ） 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け

該当事項はありません。

ホ） 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該株式会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

ヘ） 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

（3）直近三事業年度の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分	2021 年度 第 5 期	2022 年度 第 6 期	2023 年度 第 7 期	2024 年度 （当期）
経常収益	73,411	116,632	153,592	78,263
経常利益（又は経常損失）	△1,000	△1,000	△1,000	△1,000
当期純利益（又は当期純損失）	6	△19	△5	2
純資産額	794,873	794,854	794,973	794,956
総資産額	1,765,719	1,855,099	1, 962,279	1,915,731

（4）課題への対処

イ） 「企業理念」及び「行動指針」

当社は全役職員による議論を経て 2019 年 3 月に制定された「企業理念」及び「行動指針」に基づいて運営されています。

ロ） 中期経営計画（2022-2024 年度）

当社では、「企業理念」及び「行動指針」のもと、4 つの基本方針を柱に据えた中期経営計画（2022-2024 年度）を 2022 年 3 月 30 日の取締役会において決議しました。2022 年度から 3 年間の中期経営計画は以下のとおりです（2022 年 5 月、2023 年 4 月及び 2024 年 1 月に一部改定）。なお、当期は、2025 年度から適用される 2025-2027 年度中期経営計画を策定しました。

＜中期経営計画（2022-2024 年度）抜粋＞

I. 我が国企業のグローバルな事業活動を幅広く支援する
1. より多くの貿易保険引受でより多くの企業活動を支援
(1)貿易保険の引受を増やす
(2)より多くの企業活動を貿易保険で支える
(3)より多くの多様なリスクを引き受ける
2. 顧客ニーズに応える貿易保険商品やサービスの提供
(1)貿易保険商品をよりわかりやすく、より使いやすいものに改善する
(2)貿易保険による損失てん補以外の付加価値も提供する

II. 社会的課題の解決に貢献する
1. 社会的課題の解決に貢献する取組み
(1)国の政策と連携し、貿易保険引受を通じて課題解決に貢献する
(2)保険引受以外の方法でも社会的課題の解決に貢献する
(3)社会的課題の解決に向けたルール・枠組み作りとその普及に貢献する

III. 業務品質を高めるとともに、業務の効率化を図る
1. ガバナンス強化・リスク管理態勢拡充の取組み
2. 業務の最適化・効率化の取組み
(1)業務プロセスの最適化・効率化を図る
(2)組織としての「知の共有」を図る
3. 組織・人財両面での専門性を高める取組み

IV. 会社と職員一人ひとりが変革・成長を続ける
(1)人財へ投資する
(2)システムへ投資する
(3)将来ビジネスへ種を蒔く

（5）主要な事業内容

イ） 法人の目的

株式会社日本貿易保険は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を行うことを目的としております。（貿易保険法第 3 条）

ロ） 業務内容

当社は、貿易保険法第 3 条の目的を達成するため以下の業務を行います。

一. 貿易保険法第 3 章の規定による貿易保険の事業を行うこと。

二. 上記業務に附帯する業務を行うこと。

三. 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。

四. 貿易保険以外の保険(通常の保険を除く。)であって対外取引の健全な発達を図るために必要なものとして政令で定めるものの引受けを行う本邦法人を相手方として、当該保険の引受けによって当該法人が負う保険責任につき再保険を引き受けること。

五. 経済産業大臣の認可を受けて、貿易保険により塡補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う外国法人に対する出資を行うこと。

六. 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、貿易保険法により日本貿易保険が負う保険責任につき再保険を行うこと。

ハ） 沿革

1999年 7月　独立行政法人通則法成立

1999年12月　貿易保険法等の一部を改正する法律成立

2001年 4月　独立行政法人日本貿易保険　設立

2015年 7月　貿易保険法等の一部を改正する法律成立

(2017 年 4 月から政府全額出資の特殊会社へ移行)

2017年 4月　株式会社日本貿易保険 設立

(参考)1950 年 3 月　輸出信用保険法(現　貿易保険法)成立以降、貿易保険事業は 2001 年 3 月末まで経済産業省にて運営

ニ） 準拠法

貿易保険法(昭和 25 年法律第 67 号)

ホ） 主務大臣

経済産業大臣

（6）主要な営業所及び使用人の状況

イ） 主要な営業所の状況

本店　　:東京都千代田区西神田三丁目 8 番 1 号　千代田ファーストビル

大阪支店　:大阪府大阪市中央区北浜三丁目 1 番 22 号

海外支店・事務所:シンガポール支店、パリ事務所、ニューヨーク事務所

ロ） 使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
職員	233 名	261 名	28 名	39.4 歳	6.8 年	668 千円

（注1）　職員には、当社から他社への出向者及び他社から当社への出向者を含んでおります。
（注2）　また、休職者を含み、臨時事務職員及び再雇用職員（短時間勤務）は含んでおりません。
（注3）　職員には、執行役員４名を含んでおります。
（注4）　平均給与月額は、（注1）に記載の職員のうち、年度内に支給のなかった休職者等を含んでおりません。
（注5）　平均給与月額には、賞与を含んでおります。
（注6）　上記記載の金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

（7）重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

（8）主要な借入先の状況

該当事項はありません。

（9）剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第 459 条第 1 項）があるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

（10）その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2.　株式に関する事項

（1）株式数

発行可能株式総数　　普通株式　60,000,000 株
発行済株式の総数　　普通株式　15,000,000 株

（2）当年度末株主数

普通株式　1 名

（3）大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
財務大臣	15,000,000 株	100％

3.　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.　会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
黒田　篤郎	代表取締役社長 CEO、内部監査	
西野　和彦	代表取締役副社長 総務部（経理グループ及び財務グループの担当業務に限る）、コーポレートガバナンス部、審査部、コーポレートガバナンス委員会	
石川　和洋	常務取締役 総務部（経理グループ及び財務グループの担当業務を除く）、人事	

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
	部、業務部、システム部、債権業務部、CIO	
本道　和樹	常務取締役 企画部、営業第一部、営業第二部、大阪支店、シンガポール支店	
寺本　秀雄	取締役 （社外取締役）	株式会社第一生命経済研究所　代表取締役社長 中外製薬株式会社社外取締役 株式会社帝国ホテル社外取締役
大井　麻理	常勤監査役	
松井　智予	監査役 （社外監査役）	東京大学大学院法学政治学研究科教授
武井　洋一	監査役 （社外監査役）	明哲綜合法律事務所パートナー弁護士 山崎金属産業株式会社社外監査役 日本トムソン株式会社社外取締役 大王製紙株式会社社外取締役

（注1）　取締役　寺本　秀雄氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役です。
（注2）　監査役　松井　智予氏及び監査役　武井　洋一氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役です。

（2）責任限定契約の内容の概要

氏名	責任限定契約の内容の概要
寺本　秀雄	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約
大井　麻理 松井　智予 武井　洋一	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、監査役がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

イ）　被保険者の範囲

当社のすべての取締役及び監査役

ロ）　保険契約の内容の概要

被保険者がイ）の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担します。

（4）取締役及び監査役に対する報酬等の額

区分	支給人数	報酬等
取締役	5 名	94 百万円
監査役	3 名	32 百万円
計	8 名	126 百万円

（注1） 上記の報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額 10 百万円（取締役 8 百万円、監査役 1 百万円）が含まれています。

（注2） 上記の報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額として、5 百万円（取締役 4 百万円、監査役 1 百万円）を計上しております。

（注3） 取締役の報酬等は、2017 年 3 月 30 日の創立総会において、総額で年額 116 百万円以内と決議されております。当該時点において当該決議による定めの対象とされていた取締役の人数は 5 名です。

（注4） 監査役の報酬の額は、2017 年 3 月 30 日開催の創立総会において年額 33 百万円以内と決議されております。当該時点において当該決議による定めの対象とされていた監査役の人数は 3 名です。

（注5） 上記記載の金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

（5）社外役員に関する事項

イ） 社外役員の兼職その他の状況

取締役 寺本 秀雄氏は、株式会社第一生命経済研究所代表取締役社長、中外製薬株式会社社外取締役及び株式会社帝国ホテル社外取締役を兼職しておりますが、兼職先と当社の間には、開示すべき関係はありません。

監査役 松井 智予氏は東京大学大学院法学政治学研究科教授を兼職しておりますが、兼職先と当社の間には、開示すべき関係はありません。

監査役 武井 洋一氏は、明哲綜合法律事務所パートナー弁護士、山崎金属産業株式会社社外監査役、日本トムソン株式会社社外取締役及び大王製紙株式会社社外取締役を兼職しておりますが、兼職先と当社の間には、開示すべき関係はありません。

ロ） 社外役員の主な活動状況

氏名	取締役会等への出席状況発言その他の活動状況
寺本 秀雄	当事業年度に開催された取締役会 12 回のうち、11 回に出席。 生命保険会社での役員としての経験と識見に基づいて、議案・審議等につき、必要な発言を適宜、行っています。 また、上記のほか、当社の業務及び運営の評価を行うとともに、取締役の業績評価並びに取締役及び監査役の候補者の評価を行う評価委員会の委員を務め、当該事業年度開催の委員会全て（3 回）に出席すること等により、独立した客観的な立場から当社の業務運営及び経営陣の監督に努めております。
松井 智予	当事業年度に開催された取締役会 12 回のうち、12 回に出席、 また、監査役会 12 回のうち、12 回に出席。 企業法務の研究者としての観点から議案・審議等につき、必要な発言を適宜、行っています。
武井 洋一	当該事業年度に開催された取締役会 12 回のうち、12 回に出席、また、監査役会 12 回のうち、12 回に出席。 企業法務の実務家としての観点から議案・審議等につき、必要な発言を適宜、行っています。

ハ） 社外役員に対する報酬等

	支給人数	当社からの 報酬等の額	親会社等又は当該親会社等の 子会社等からの役員報酬等
報酬等の総額等	3 名	25 百万円	該当事項はありません。

（注1） 上記記載の金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

ニ） 社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等		その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 蓑輪 康喜 公認会計士 石井 顕一	監査証明業務 報酬等計	20 20	

（注1） 監査役会は、当社第 8 期（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の事業年度における会計監査人の報酬等の額について、会社法第 399 条、監査役会規則第 17 条に基づき、会計監査計画の監査日数及び前期の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額に対する同意を決議しました。

（2）責任限定契約

該当事項はありません。

（3）会計監査人に関するその他の事項

イ） 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当する場合においては、監査役の全員の同意によって、会計監査人を解任することを検討します。

監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断して適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保するための体制

（1）会社法施行規則第 118 条第 2 号に対応する決議の内容の概要

当社は会社法及び会社法施行規則に基づいた「内部統制基本方針」を制定しており、同方針のもと、業務の適正を確保するための体制を確保しております。本方針の内容は次のとおりです。

（2024 年度末現在）

内部統制基本方針

1．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

会社は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、以下のとおり定める。

(1) 代表取締役を取締役会で選定する。

(2) 業務執行取締役を取締役会で選定する。

(3) 執行役員制度を導入する。

(4) 社外取締役を置く。

(5) 毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、取締役会は重要な業務の執行を決定するとともに、取締役の職務の執行の状況について報告を受ける。

(6) 代表取締役、業務執行取締役及び執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営に関する重要事項について協議・報告を行う。

(7) 取締役会の諮問機関として、定款により社外有識者で構成される評価委員会を設置し、事業が適切かつ効率的に行われているかという観点から業務及び運営の評価を行うとともに、役員人事の公平性及び透明性の確保を目的に取締役及び監査役の候補者の評価・審査を行う。

(8) 会社は、取締役会の決議に基づく業務の執行を効率的に行うため、組織規則、決裁規則その他の組織体制等に関する内部規則類の整備を行い、業務執行を適切に分担する。

(9) 取締役会への職務執行状況報告については、会社の主要な業績評価指標（KPI）を含む内容の報告を行う。

(10)会社の内部規則類は内部統制基本方針に従って作成・改訂する。

2．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 会社は、取締役及び使用人（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、コンプライアンスに関する内部規則類を定め、取締役及び使用人に周知する。

(2) 会社は、取締役会への助言を求めるため、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、会社全体の内部統制システムが機能しているかを検証することを目的とするコーポレートガバナンス委員会を設置する。

(3) 会社は、コンプライアンスに関する責任者を置く。

(4) 会社は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度及び外部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

(5) 会社は、機密情報管理規則、情報セキュリティポリシーその他の情報管理に関する内部規則類を定め、機密情報及び情報資産を適切に保存し管理する体制を整備する。

(6) 会社は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固

として拒絶する。

3. 損失の危険の管理に関する規則その他の体制

(1) 会社は、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理を統合的に行うための組織体制等について、内部規則類を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

(2) 会社は、保険引受リスクの管理においては、個々の引き受けに際して国・信用リスク審査による引受審査を徹底すると共に、集中リスクシナリオを設定・分析し、財務の健全性を検証する。加えてVaRでリスク量を計測し、想定を超える保険金支払いに備える。

(3) 会社は、会社が引き受ける特殊なリスクの保険責任を履行する上で、健全な財務状態を確保することが極めて重要であることに鑑み、財務の健全性を確保するための管理体制を整備する。

(4) 会社は、リスク管理を含む内部管理における重要な事項について、内容に応じて経営会議において審議する。また、各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置く。

(5) 会社は、取締役会への助言を求めるため、リスク管理に関するアドバイザリーグループを設置する。

(6) 会社は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ業務継続計画その他の危機管理に関する内部規則類を定め、危機管理の態勢整備に努める。会社は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規則類に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会社は、取締役会等の重要会議の議事録及び関連資料その他、取締役及び執行役員の職務執行に係る情報に関する規則を定め、これらを適切に保存及び管理する。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 会社は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規則その他の内部監査に関する内部規則類を定める。

(2) 会社は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部署を置く。

(3) 監査部署は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

6. 監査役の監査に関する体制

会社は監査役の監査の実効性を確保するため、以下の体制を整備する。

6-1 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

(1) 会社は、監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置する。監査役

会事務局には、監査役の求めに応じて使用人（以下「監査役会事務局員」という。）を配置する。

(2) 会社は、監査役による監査役会事務局員への指示の実効性を確保するため、監査役会事務局員に対し監査役の指示にのみ従い職務に従事させる。ただし、監査役会事務局員が監査役会事務局以外の部署の職を兼務する場合には、次の各号の点を明らかにした書面により、兼務について事前に監査役会の同意を得る。

① 監査役会に対し当該監査役会事務局員が他の部署の職を兼務しなければならない合理的な理由を明らかにすること

② 当該監査役会事務局員は、監査役の職務を補助する業務に関しては、監査役の指揮命令に服し、兼務先の部署の指揮命令を受けないこと

③ 当該監査役会事務局員が兼務先で従事し、兼務先の部署の指揮命令を受ける業務の範囲を明示的に限定すること

④ 当該監査役会事務局員は、監査役の職務に関する情報を他の部署と共有しないこと

⑤ 当該監査役会事務局員は、監査役による監査の実効性確保を妨げないよう、兼務先の部署の業務よりも監査役の職務を補助する業務を常に優先すること

⑥ 監査役会は必要と認める場合には兼務の同意を撤回することが可能であること

(3) 会社は、監査役会事務局員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。

6-2 監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役にただちに報告する。

(2) 会社は、前項に基づき報告を行った取締役及び使用人に対し、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを一切行わない。

6-3 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び使用人に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び使用人は、その求めに応じて速やかに報告しなければならない。

(2) 監査役は、取締役会に出席する他、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることができるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

(3) 監査役は、コンプライアンスを担当する部署及び内部監査部署に協力を求めることができる。

(4) 会社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

（2）体制の運用状況の概況

イ） 取締役の職務執行

取締役会は、5 名の取締役で構成しており、うち 1 名を社外取締役としています。当事業年度においては、監査役が出席する取締役会を 12 回開催し、業務執行に係る重要事項を決定しました。また、経営会議を 23 回開催し取締役会に付議される予定の事項、取締役会より検討を指示された事項、及びその他業務執行に関する重要な課題について審議及び報告を行いました。

代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会において定期的にその職務執行状況について的確に報告しました。

ロ） コーポレートガバナンス委員会による検証

コーポレートガバナンス委員会は外部有識者を中心とした取締役会の諮問機関であり、コンプライアンスに関する重要事項の審議及び会社全体の内部統制システムの機能状況を検証することを目的としています。当期は 4 回開催し、取締役会等の審議事項や内部監査の実施状況等の内部統制システムの機能状況及び業務の最適化・効率化の取組みや保険料自主点検の実施状況、統合的リスク管理の実施状況等について審議・検証を行いました。

ハ） コンプライアンス推進

当社は貿易保険制度を担う政策金融機関として求められる公共的使命及び社会的責任を自覚し、常に法令等を遵守し公正な事業運営を行うべく、コンプライアンスを経営における最重要課題の一つとして位置付けています。コンプライアンス基本方針に基づき、各部支店長を各部支店におけるコンプライアンス推進の責任者に任命しているほか、コーポレートガバナンス部に社内弁護士を長とする法務・コンプライアンスグループを設置し、またコンプライアンス・プログラムを毎年度策定して取組みを進めています。

当期は、各部支店長及びコンプライアンス・リーダーを中心とした各部支店における法令等遵守・業務品質向上の取組みのほか、顧問弁護士や内部通報の社外窓口担当弁護士による全職員向け研修を実施し、公的機関としての職員倫理や変化する社会環境を踏まえたコンプライアンス推進の意識向上、内部通報制度の理解浸透と周知に取り組みました。また幹部向け研修として、企業法務、コーポレートガバナンスを専門とし当社の社外監査役でもある社外弁護士による講演を開催し、会社法を起点に、業務上の善管注意義務、内部統制システムの構築・運用、コンプライアンスリスクへの向き合い方に関する幹部の役割、実務的な対応について学ぶ機会を設けました。そのほか、ハラスメント研修その他の各種コンプライアンス関連の研修の実施、コンプライアンスマニュアル改訂や反社会的勢力等への対応、募集文書管理等、法令等遵守・コンプライアンス推進態勢の強化に努めました。

引き続き、内部統制・コンプライアンス強化を重要な経営課題として推進してまいります。

ニ） リスク管理

当社は、我が国唯一の貿易保険事業を担う公的機関として、貿易保険事業を健全に運営するために必要な統合的リスク管理を行っています。外部有識者で構成されるリスク管理アドバイザリーグループの助言を受けつつ、統合的リスク管理態勢の強化等の取組

みを推進しています。

具体的には重要なリスクの洗出・評価の実施、個別リスク(「保険引受リスク」「資産運用・流動性リスク」「オペレーショナルリスク」)の管理状況のモニタリング・コントロール及びストレステスト・リバーススストレステスト等の実施に加え、集中リスクの適切な管理のあり方についての検討や ALM の高度化に向けた取組み等を引き続き進めてまいります。

ホ) 内部監査の実施

当社は内部監査規則に基づき、業務の適正性及び健全性を確保するため組織上及び業務遂行上の独立性を確保した内部監査グループを設置しております。内部監査等を通じて、内部統制基本方針に基づく内部統制体制の構築・運営状況を確認しております。さらに、内部監査グループは内部監査の効率的な実施のため、監査役・会計監査人と適宜意見・情報交換を行っております。

ヘ) 監査役監査

当社は 3 名の監査役で監査役会を組織し、会社法で定めるとおり、半数以上(2 名)の社外監査役によって独立性を強化しております。監査役は、取締役会その他重要な会議に出席しており、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10. その他重要な事項

該当事項はありません。

附属明細書（事業報告関係）

（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）

1. **役員について重要な兼職状況の明細**

事業報告「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりです。

2. **事業報告の内容を補足するその他の重要な事項**

該当事項はありません。

以上